

○金湖ハ会社ニ於テ決定ス

ハ、争議ニヨル検査者ハ会社側責任ヲ以テ即時釈放セラレタリ

○警察ノ都合故引渡フルコトヲ得ス

ト、金家族ニ對シ金一封ヲ贈ラレタリ

○支給スベシ

争議團一因

会社代表ヨリ函考、旨ヲ述ハ被別シ、更ニ翌廿四日迄ニ時ヨリ工場ニテ面會シ、会社側ヨリ前記〇印付記ノ通回答レ高日給ハ本月十六日迄支給、旨ヲ附加セルカ、争議團御田代表ヨリ、解雇手当五万円ハ最小額ナル旨ヲ述ハタルカ、会社側ニ於テハ他ノ振金モアレバ要ホエハ忒シ難シトテ別記解雇手当ヲ詳細説明シ何等決定スルニ至ラス引揚ケタリ

四警務取締

(1) 本争議ハ叙上ノ如ク金沢日本化学労働組合大ルケ鈴木某ト

連絡ヲ有スル争議團員森重郎ハアイトヲ転々シ所在不明ナリ

リシカニ二十三日前十一時須府下南ヶ任町五ノ一三八斎藤政三方ニ於テ左記三名ヲ北畑屋署ニ於テ検挙取捕中ナリ

森重郎 廿廿年

吉田空次郎 廿廿年

竹本代吾 廿廿年

(2) 今日左記争議團員四名ハ京橋区本八丁堀道路ニ於テ喧擾公安ヲ害シ且ツ交通妨害セルニヨリ預書ノ通拘留処分ニ付セ

拘留十日 争議團員 池田景男

田中斌司

香山秀雄

今井 清

右及申(通)報候也